

# インフルエンザ出席停止期間について

事務主事  
専攻生科長  
学 生 主 事

インフルエンザは感染力が非常に強いため、罹患した場合は学校保健安全法に基づき「出席停止」になります。インフルエンザの出席停止基準は「発症した後、5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで」です。この2つの条件を満たすまで、出席停止扱いになり公欠となります。

❖公欠願いは登校可能となってからホームページ上の「診断・登校許可証明書」または「診断書」を付して教務係へ提出してください。

インフルエンザ出席停止期間早見表

		発症日	発症後							
		0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
例1	発症後1日目に解熱した場合 (最低基準)	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後4日目	発症後5日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能	
例2	発症後2日目に解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後5日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能	
例3	発症後3日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能	
例4	発症後4日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能
例5	発症後5日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止

❖【発症した後、5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで】とは、最低、発症した後、5日を経過するまでということです。それに加えて熱が下がった日によって出席停止期間が延長していくことがあります。（例4、5）

❖発症日（当日0日）は、病院を受診した日ではなく、インフルエンザ様症状（38度程度の発熱等）が始まった日とします。病院受診時に医師に発症日を相談、確認してください。

\*ご不明な点は保健室までお問い合わせください。

保健室 ☎ 0778-62-8212